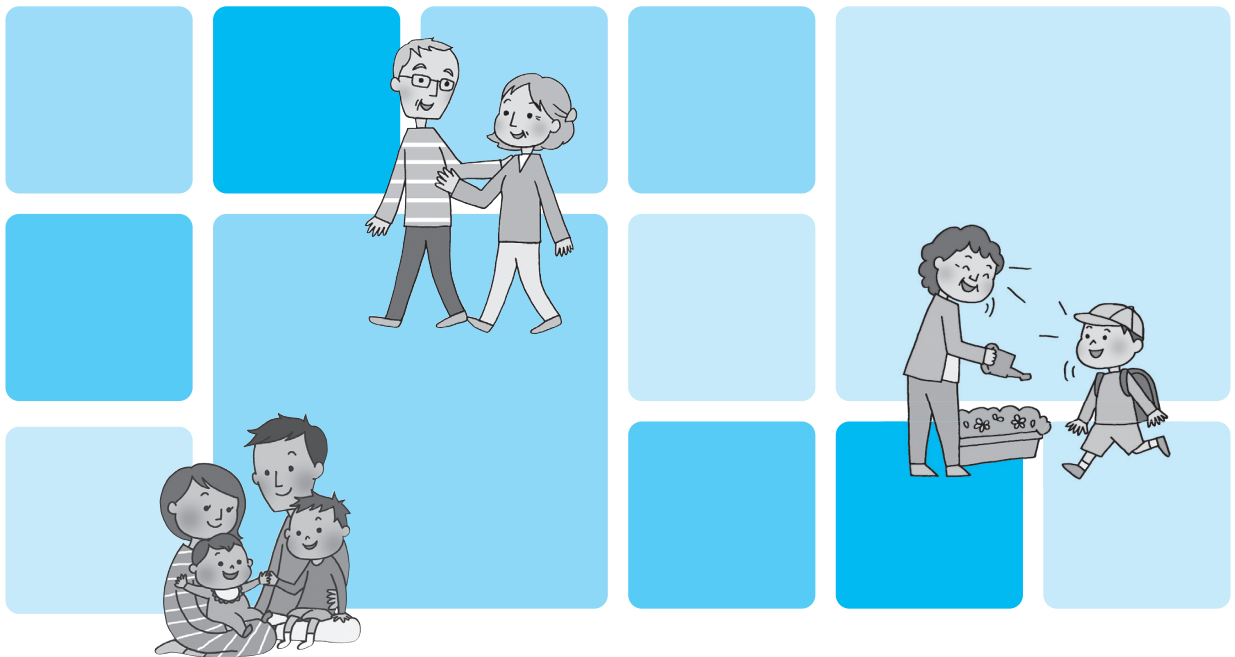


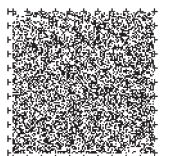
第2次幸手市地域福祉計画

(令和3年度～令和7年度)

概要版



幸手市
令和3年3月



1 地域福祉の考え方

「地域福祉」とは、特定の人に限定せず、地域に住むだれもが、地域で、その人らしい生活を送れるよう、市民、ボランティア、NPO、事業者、市、社会福祉協議会等が協力して暮らしやすい地域づくりを進めることです。「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を踏まえた地域の助け合いによる福祉が「地域福祉」です。

<p>自助</p> <p>個人や家族が解決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近所同士のあいさつ ・健康維持 など 	<p>互助</p> <p>市民同士の支え合い活動を地域で協力して行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動 ・地域の交流 など 	<p>共助</p> <p>市民や市民組織、行政、専門機関等が協力し合う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助け合いの活動 など 	<p>公助</p> <p>市民同士で解決できない問題は行政と解決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童サービス ・高齢、障害サービス など
			

2 計画策定の趣旨・背景

少子高齢化や核家族化の進行をはじめ、近年では自殺やホームレス、孤立死、生活困窮者の増加なども深刻な社会問題となっており、福祉に対するニーズは多様化してきています。

本市では、高齢者および高齢者のみの世帯等も増加しています。また、要介護者や障がいのある人も増加しており、市民一人ひとりが互いに助け合いながら、安心して生活できる新たなコミュニティづくりがますます重要となっています。

本計画は、引き続き、市民、行政、社会福祉法人やNPO等の関係団体や企業がともに力を合わせ、「一人ひとりが手を取り支え合う、地域に根ざした幸手の福祉」を推進し、だれもが心豊かな生活を営める福祉のまちづくりの実現をめざして策定しました。

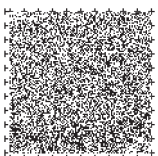
3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、幸手市としての地域福祉の在り方や推進に向けての基本的な方向性を定めるものです。

また、本計画は、「第6次幸手市総合振興計画」を最上位計画とし、各福祉分野の上位計画に位置付け、その他関連する個別計画との整合性を図るとともに、環境・教育・住宅・防災などの関連分野とも連携し策定したものです。

4 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中において、社会的な環境の変化や保健・医療・福祉に関する制度等が著しく変化した場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。





1 基本理念

一人ひとりが手を取り支え合う、 地域に根ざした幸手の福祉



2 基本目標

第2次計画策定に向けた課題の整理・方向性

- ①複雑化・多様化する市民の地域生活課題や福祉ニーズに対して、市民一人ひとりの意識の醸成を図り、住民相互の助け合いを推進することが求められます。
- ②すべての人が社会とのつながりを持ち、必要なときに適切な情報入手やサービスの提供を受けられる環境づくりが求められます。
- ③だれ一人取り残すことなく、日常生活から緊急時までさまざまな場面に対応できる、フォーマル・インフォーマルともに充実したサービス提供が求められます。

4つの基本目標

(1) 地域福祉を支える人づくり

市民が福祉に関心を持てるよう、さまざまな機会を利用した福祉意識の醸成をはじめ、ボランティアの育成や活動支援など、地域福祉を支える人づくりを進めていきます。

(2) 支え合いのある地域づくり

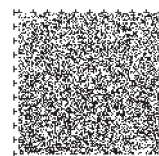
民生委員・児童委員やボランティア、NPO等と連携を図り、市民による支え合いの体制づくりを進め、地域での見守りや支援の取り組みを推進します。

(3) 地域福祉の基盤づくり

保健・福祉・医療に関わるサービスを総合的に、かつ安心して受けられるよう関係機関の連携に努め、市民の身近な相談支援体制づくりに取り組みます。また、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、わかりやすい情報提供の充実を推進します。

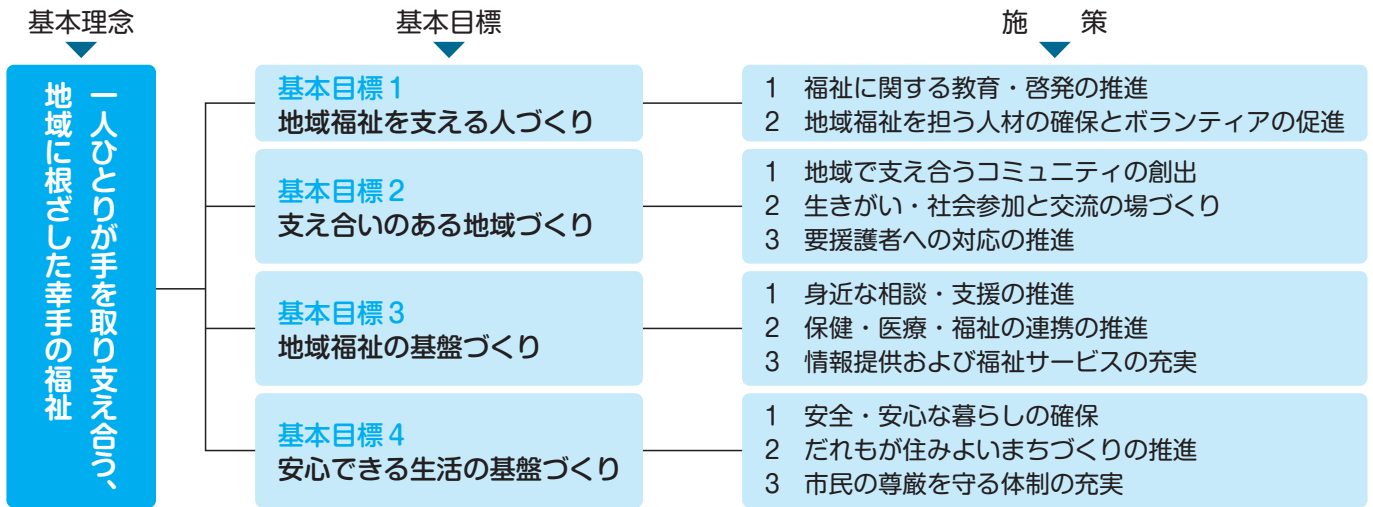
(4) 安心できる生活の基盤づくり

子どもや高齢者などを犯罪や交通事故から守るための取り組みや、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。



第2次幸手市地域福祉計画

1 計画の体系



2 計画の施策・事業

基本目標1 地域福祉を支える人づくり



施策1 福祉に関する教育・啓発の推進

今後の方向性

- 市民一人ひとりが福祉に関心を持ち、理解を深め、ともに支え合う地域福祉の充実に向けた取り組みを推進します。
- 市民の福祉意識の向上をめざし、福祉に関する講演会や学習機会の提供、イベント等を開催します。また、多様な市民の参加を促すため、実施内容や開催日時、周知方法などを検討します。

施策・事業の展開

- (1) 福祉に関する意識啓発の推進
- (2) 福祉に関する学習機会の充実

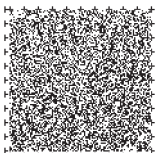
施策2 地域福祉を担う人材の確保とボランティアの促進

今後の方向性

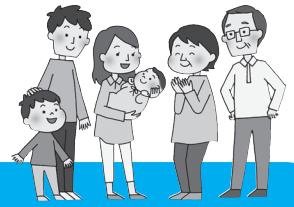
- ボランティアの育成や活動支援をさらに推進し、ボランティア活動の活性化を図ります。
- 地域の福祉活動における人材の育成・支援や、専門知識を持った人材の確保に努めます。
- 地域の人々が福祉の担い手として各地域で活動できるよう、市民をはじめ関係機関と連携し、地域で支え合うシステム構築を支援します。

施策・事業の展開

- (1) ボランティア活動の推進
- (2) 地域福祉の担い手の育成・支援
- (3) 市民の自主的活動・関係団体等への支援
- (4) 専門的な人材の確保
- (5) 社会福祉協議会への支援の充実



基本目標 2 支え合いのある地域づくり



施策 1 地域で支え合うコミュニティの創出

今後の方向性

- さまざまな地域活動を実施することで、これまで地域とつながりを持たなかった階層等に対して多様な地域との関わり方を創出します。
- 「協働」について学ぶ機会を創出するとともに、まちづくり活動を支援し、市民が自主的に活動しやすい体制を整えます。
- 地域福祉活動の充実及び支え合う地域づくりに向け、地域福祉ネットワークの強化を推進します。

施策・事業の展開

- (1) コミュニティ意識の醸成
- (2) コミュニティ活動の推進
- (3) 協働のパートナーとなる市民・関係団体等の育成
- (4) 地域福祉ネットワークの強化
- (5) 住民の支え合い活動の推進

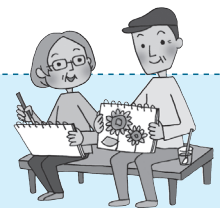
施策 2 生きがい・社会参加と交流の場づくり

今後の方向性

- だれもが文化活動やスポーツ・レクリエーションに親むることができる取り組みを推進します。
- 高齢者や障がいのある人などの活動場所や交流機会を提供し、社会参加を推進するとともに、生きがいづくりに努めます。
- 地域活動や市民同士の交流やふれあいの場として、市民の身近な場を活用することで、多様な人の参加を促します。

施策・事業の展開

- (1) 身近な交流の場の提供
- (2) 公共施設等の活用
- (3) 生涯学習・スポーツ活動の推進
- (4) 参加・交流に向けた働きかけの推進
- (5) 就労に向けた支援



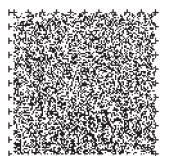
施策 3 要援護者への対応の推進

今後の方向性

- 虐待、閉じこもりやうつ傾向による引きこもり、生活困窮など、さまざまな困難を抱える人々に対し、地域の見守り活動から早期発見に向けた取り組みを推進します。
- 支援を必要とする人の悩みや困りごと等を把握し、支援・解決できる体制の充実を図ります。
- 経済的な困難を抱える世帯やひとり親家庭等、生活困窮家庭へのきめ細やかな対応ができる体制を整え、経済的な支援に加え、適切な機関等につなげる連携体制を構築します。

施策・事業の展開

- (1) 見守り・声掛け活動の促進
- (2) 虐待等の早期発見と支援
- (3) ひとり親家庭への支援の充実
- (4) 障がいのある人・児童への支援の充実
- (5) 不登校児童・生徒への支援
- (6) 青少年の非行防止、環境浄化活動の推進
- (7) 生活困窮者や生活保護受給者の自立に向けた支援
- (8) セクハラ・DV被害者対策の推進
- (9) 居住外国人への支援の推進
- (10) 再犯防止の推進



基本目標 3 地域福祉の基盤づくり



施策 1 身近な相談・支援の推進

今後の方向性

- 不安や心配ごとなどについて相談できる環境や必要な情報が適切に提供される体制の強化に努めます。
- 住み慣れた地域で可能な限り生活を続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- 地域包括支援センターを中心とした相談支援を推進し、地域ケア会議を活用した支援体制の充実に努めます。

施策・事業の展開

- (1) 総合的な相談支援体制の充実
- (2) 分野別の相談支援の強化
- (3) 重層的支援体制の整備・拡充

施策 2 保健・医療・福祉の連携の推進

今後の方向性

- だれもが保健・医療・福祉に関わるサービスを総合的に、かつ安心して受けることができるよう関係機関の連携に努めます。小児医療をはじめとする地域医療体制の充実に努めます。
- 地域で、在宅医療・介護が一体的に提供できるよう、医師会等と連携しながら、地域の関係機関による連携体制を進めます。

施策・事業の展開

- (1) 健康づくり・介護予防の取り組みの推進
- (2) 認知症対策の推進
- (3) 保健・医療・福祉の連携の推進
- (4) 在宅医療・介護の一体的な提供の推進
- (5) 地域医療体制の充実

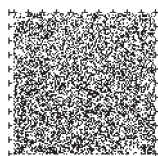
施策 3 情報提供および福祉サービスの充実

今後の方向性

- 生活課題を抱える人やサービスを必要とする人が、適切かつ迅速にサービスを利用できるよう、わかりやすい福祉サービスの情報提供の充実に努めます。
- 子育て支援や高齢者・障がいのある人への支援など、個人の多様なニーズに対応する福祉サービスの量的・質的な確保を図ります。

施策・事業の展開

- (1) 福祉サービス情報提供の充実
- (2) 多様なニーズに応じた福祉サービスの充実
- (3) 福祉サービスの質の向上



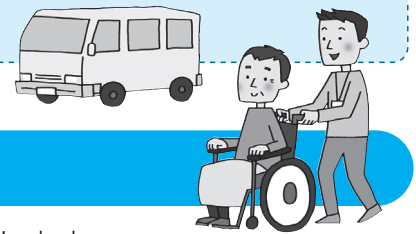
基本目標 4 安心できる生活の基盤づくり

施策 1 安全・安心な暮らしの確保

- 今後の方向性**
- 地震等の大規模災害時に備え、市民による自主防災組織の充実に取り組みます。
 - 避難行動要支援者や災害ボランティアへの支援策を講じるほか、福祉避難所の充実に努めます。
 - 防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの活動を支援します。
 - 子どもや高齢者等を交通事故から守るため、交通安全対策の充実に努めます。

施策・事業の展開

- (1) 防災対策の充実
- (2) 防犯対策の強化
- (3) 交通安全対策の充実
- (4) 消費者保護の推進



施策 2 だれもが住みよいまちづくりの推進

- 今後の方向性**
- 高齢者等の多様なニーズに応じた安心な住まいの確保を推進します。
 - 移動のための公共交通の充実やユニバーサルデザインのまちづくりに努め、公共施設のバリアフリー化をさらに推進します。

施策・事業の展開

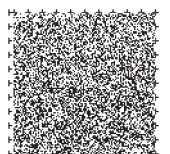
- (1) 居住環境の充実
- (2) 生活環境の充実
- (3) 移動手段の充実
- (4) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施策 3 市民の尊厳を守る体制の充実

- 今後の方向性**
- すべての人に対する住み慣れた地域で安心した生活を送る権利を守れるよう、権利擁護事業を推進し自立支援体制の充実を図ります。
 - 人権意識の高揚と差別解消に向けた取り組みなどの普及・啓発に努めます。
 - 男女共同参画社会に向けた啓発などを推進していきます。

施策・事業の展開

- (1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進
- (2) 人権意識の高揚と差別解消に向けた啓発
- (3) 男女共同参画社会の推進





1 計画推進に向けて必要な視点

(1) 福祉課題への横断的な支援の充実

だれもが可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供し、日常生活圏域での生活を支援する「地域包括ケアシステム」の深化が求められます。また、制度の狭間により適切な支援を受けられない人が出ないように、各分野が連携し、住民相互の支え合い・助け合いと行政や民間事業者等によるサービスにより、切れ目のない横断的な支援を進めることが重要です。

(2) 「身近・気軽」と「専門性」の両面で、継続的につながり・支える体制の充実

地域で自立し、安心した生活を送るため、市民が日常生活や福祉等のさまざまな生活課題に直面したときに地域の中で十分な相談支援を受けることができ、その個々の状況に応じたサービスを適切に選択・利用できる仕組みが必要です。

さらに、制度や分野等の枠組みを超えた総合的な相談支援体制づくりが求められます。民生委員・児童委員をはじめとする地域の相談役と社会福祉協議会や行政が連携を深め、地域に根ざした総合的・一体的な相談支援体制の構築を進めていくことが重要です。

2 協働による計画の推進体制

子どもや高齢者、障がいのある人、生活困窮者等、さまざまな課題を抱える人が社会参加しやすくなるための横断的な支援に向けて、福祉機関や地域組織、NPO、市民団体、行政等の多様な主体が一体となった支援体制づくりを進めていきます。

3 計画の進行管理

「幸手市地域福祉計画推進委員会」を設置し、各関連計画との連携を図りながら、計画の点検・評価を行っていきます。また、計画の点検・評価については、PDCAサイクルに基づいて実施します。

※PDCAサイクルとは、計画・実行・評価・見直し（Plan・Do・Check・Action）の一連の流れ



第2次幸手市地域福祉計画 概要版

発行年月 令和3年3月
 発行 幸手市
 編集 幸手市健康福祉部社会福祉課
 〒340-0152埼玉県幸手市大字天神島1030-1
 電話 0480-42-8435
 URL <https://www.city.satte.lg.jp/>

